平成２７年（フ）第３６号
山梨県南都留郡忍野村内野200番地５
破産者　山田　幸子
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
山梨県南都留郡忍野村内野200番地５
破産者　山田　晃大
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
山梨県大月市笹子町白野811番地２
破産者　山田憲太郎
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
愛知県あま市甚目寺飛殿37番地３、住民票上の住所名古屋市天白区土原１丁目325番地の２　サンヒルズ松和花壇105号
破産者　音無　信弘
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５３号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅２－２－104
破産者　伊藤　龍三
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２９号
愛知県海部郡大治町大字砂子字犬飼1766番地の１　パレス第一大治Ａ601号室
破産者　加藤　　勲
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８５号
名古屋市北区清水３丁目12番15号　外山ハイツ105号
破産者　野口　義孝
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３４号
愛知県日進市竹の山２丁目323番地　ｎｏｃｅ302
破産者　横田　　渉
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４３号
名古屋市南区内田橋２丁目37番11号
破産者　金丸　龍也
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２３３号
大阪府高槻市道鵜町５丁目２番10号
破産者　吉川喜久子
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７号
神戸市東灘区御影中町７丁目６番24―601号、従前の住所神戸市東灘区住吉東町４丁目４番16号　Ａ号
破産者　大路　　薫
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２４号
神戸市兵庫区浜崎通１番40―804号
破産者　松尾　伸二
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１５号
広島市中区榎町９番25号
破産者　藤﨑　　徹
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１８号
広島市中区榎町９番25号
破産者　藤﨑かつ子
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０号
福岡県八女郡広川町大字日吉1434番地２　ケイアイサンハイツ102号、前住所福岡県八女郡広川町大字新代1349番地　アドニス広川203号
破産者　八媛堂こと八媛堂製菓こと　稲富　保
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３７号
福岡県筑後市大字山ノ井914番地27
破産者　高橋　広義
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３５０号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目１番６―41号（宇宿住宅）、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市鴨池新町28番４―202号
破産者　山本　恒生
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
北海道河東郡音更町木野東通４丁目４番地Ｋ＆Ｋコーポラス Ｊ101号室
破産者　山谷　博哉
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４号
青森県八戸市青葉３丁目31番15号
破産者　福士　敬子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係